



医政指発第0331001号
平成21年3月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

救命救急センターの新しい充実段階評価について

救命救急センターの充実段階評価については、「救命救急センターの新しい充実段階評価について」（平成20年3月31日付け厚生労働省医政局指導課事務連絡）等において、新しい評価方法に見直す旨を周知してきたところであるが、「救急医療の今後のあり方に関する検討会」における議論を経て、今般、下記のとおり新しい評価方法等を取りまとめたので、その内容について御了知いただくとともに、管下の関係機関に周知を図られるようお願いしたい。

なお、今般の充実段階評価の見直しについては、「救命救急センターの勤務医個人に更なる負担をかけることが目的ではなく、救命救急センターが設置されている病院、あるいは地域に対して救命救急センターの機能の強化・質の向上への一層の取組を促すためのもの」（「救急医療の今後のあり方に関する検討会中間取りまとめ」（平成20年7月）から抜粋）とされており、救命救急センターの充実には、それを設置する病院及び地域の全面的な支援が不可欠であることから、各都道府県におかれては、新しい充実段階評価を参考に、管下の救命救急センターを設置する病院に対して、救命救急センターの機能の強化・質の向上について一層の取組を促すとともに、都道府県としても各病院への格段の支援を図られるようお願いしたい。

記

1 評価項目及び配点基準

新しい充実段階評価においては、「評価項目」と「是正を要する項目」を設けた。新しい充実段階評価の評価項目及び配点基準は、別添1のとおりである。評価項目の定義等については、別添2を参照されたい。

また、救命救急センターにおいては、地域の救急搬送・救急医療体制を支

援することが求められるため、メディカルコントロール体制への関与の状況等について、都道府県及び消防機関による評価項目（評価項目31から33まで）を設けた。

なお、評価項目には、病院の管理者の責任の下にある課題に関する評価項目と救命救急センター長が直接担当する課題に関する評価項目があるが、最終的には全ての評価項目に関する評価結果について、病院の管理者が確認するよう留意されたい。

2 評価区分

新しい充実段階評価においては、これまでの評価区分を改め、別添3のとおり、「是正を要する項目」の点数を基にした評価区分とした。

3 評価結果の公表

評価結果については、これまで「充実段階A」、「充実段階B」又は「充実段階C」という評価の区分のみを公表してきたが、地域における救急医療に関する理解を深める観点から、新しい充実段階評価においては、救命救急センターごとに、救命救急センターを設置する病院の名称とともに、各項目の内容等の詳細を公表する予定である。新しい評価区分については別添3を参照されたい。

4 新しい充実段階評価の開始時期

新しい充実段階評価の実施に当たっては、十分な準備期間を確保する必要がある。このため、新しい充実段階評価については、平成21年度実績（平成21年4月から平成22年3月までの実績）に基づき、平成22年度から開始する。

なお、平成21年度に行う評価は、従来の充実段階評価の評価方法により、平成20年度実績（平成20年4月から平成21年3月までの実績）に基づき実施する。

5 評価結果の都道府県による確認

充実段階評価については、救命救急センターを設置する病院の自己申告に基づき、各都道府県が取りまとめ、厚生労働省に報告いただいているところである。新しい充実段階評価の実施に当たっては、各都道府県において、医療審議会（医療法第71条の2）又は医療対策協議会（同法第30条の12）の下に設置された救急医療について協議する場である作業部会を活用するなどして、各病院の自己申告が実態に即しているかどうか、これまで以上に十分に確認するようお願いしたい。